

### 「第3 給与」の記入要領 (調査票6頁)

- この調査票は、職員数と給与状況などについて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員  
[調査票①～33欄]

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。

人 員  
[調査票①～⑪欄]

平成19年6月に雇用され、給与を支給される者について、職種区分毎に人員数を記入してください。

個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に記入してください。

給 料  
[調査票⑫～22欄]

平成19年6月中に支給した現金給与額(税込)の職種区分毎の総額を記入してください。

給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。

また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。

なお、年俸制を適用されている者については、年俸の1/12の額と平成19年6月中に支給された諸手当とを合算した額を記入してください。

常勤職員1人当たりの  
年間の平均賞与支給額  
[調査票23～32欄]

常勤職員に対する年間の賞与、期末手当等の一時金をいいます。

常勤職員1人当たりの年間の平均支給額を記入してください。

職種区分毎に、次の(1)～(3)までの計算式で算定した額の合計額を記入してください。

(1) 平成18年賞与支給実績額(夏期分) ÷ 支給対象人数

(2) 平成18年賞与支給実績額(冬期分) ÷ 支給対象人数

(3) 平成18年賞与支給実績額(その他) ÷ 支給対象人数

※支給毎に計算をしてください。

病院長

個人立病院の開設者でない病院長、個人立病院以外の病院長について記入してください。

個人立病院の開設者である病院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

看護職員

保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。

看護補助職員

看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者(介護者)をいいます。

医療技術員

診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。

技能労務員・労務員

電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。

役 員

医療法人立などの病院の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。

理事(長)兼病院長の場合は「病院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。

常勤職員 1 人当たりの  
1 週間平均の所定労働  
時間  
[調査票 33 欄]

「2 非常勤職員」において非常勤職員の常勤換算の際に必要となりますので、1 週間当たりの常勤職員 1 人当たりの所定労働時間の平均を記入してください。

なお、役員を除いて記入してください。

また、個人立病院の場合、開設者本人を除いて記入してください。

非常勤職員  
[調査票 34 ~ 55 欄]

常勤職員以外の者をいいます。

例えば、他の病院などからパートタイムで来ているような者は非常勤としてください。

総労働時間  
[調査票 34 ~ 44 欄]

非常勤職員の平成 19 年 6 月 1 か月間の総労働時間数（1 時間未満は切り捨て）を職種毎に記入してください。例えば、非常勤職員が複数の場合は、全員の月間労働時間を合算した時間数を記入します。

なお、個人立病院の場合は、開設者本人を除いて記入してください。

[参考] 非常勤職員の数については、次の計算により中医協事務局にて常勤職員換算します。

$$\text{非常勤職員の常勤職員換算} = \frac{\text{非常勤職員の 1 か月間の総労働時間}}{\text{常勤職員の所定労働時間}}$$

(注 1) 職種単位に非常勤職員の総労働時間を人数換算し、小数点第 2 位以下を切り捨てる。

(注 2) 週あたりの所定労働時間が 32 時間未満の場合は、32 時間を所定労働時間として計算する。

給 料  
[調査票 45 ~ 55 欄]

「常勤職員」に準じて記入してください。

賞与支給額  
[調査票 56 欄]

職員（非常勤職員を含む）に対する年間の賞与、期末手当等の一時金をいいます。

使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。

次の計算式で算定した額を記入してください。

$$\text{平成 18 年賞与支給総額 (実績額)} \times 1 / 12$$

退職給付費用  
[調査票 57 欄]

平成 18 年度（又は平成 18 年）の 1 年間に支給した退職金の額の 1 / 12 の額を記入してください。

法定福利費  
[調査票 58 欄]

法令に基づいて支給した次の (1) ~ (3) までの費用の合計額について記入してください。

(1) 平成 19 年 6 月中に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額

(2) 平成 18 年に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額の 1 / 12

(3) 労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額  
平成 18 年度実績の 1 / 12 の額

給与費等の合計  
[調査票 59 欄]

この欄の金額を「第 2 収支」の「2 給与費」欄に記入してください。

## 「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票7頁)

- 個人立病院は平成18年12月31日現在、個人立以外の病院は平成19年3月31日現在における資産及び負債の額を記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、平成18年度（又は平成18年）決算貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の病院の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、病床数、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

### I 流動資産 [調査票①～⑤欄]

2 医業未収金  
[調査票②欄]                      医業収入（診療報酬に係るもの）に対する未収入金をいい、徴収不能引当金（又は貸倒引当金）を控除した金額です。

3 有価証券  
[調査票③欄]                      国債、地方債、株式、社債、投資信託などの有価証券で、いつでも現金化でき、資産運用の目的で所有するものをいいます。

4 棚卸資産（医薬品）  
[調査票④欄]                      投薬用薬品、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、検査用試薬、造影剤、外用薬などの棚卸高です。

5 その他の流動資産  
[調査票⑤欄]                      未収金、受取手形、給食用材料、貯蔵品、短期貸付金、前払金、未収収益、前払費用などです。

### II 固定資産 [調査票⑥～⑫欄]

1 有形固定資産  
[調査票⑥欄]                      土地については平成18年(度)決算貸借対照表の価額を、建物、医療用器械備品、車両運搬具・船舶等の有形固定資産については平成18年(度)決算貸借対照表の価額から減価償却累計額又は減価償却引当金を控除した金額を記入してください。

(うち)建物（建物附属設備を含む）  
[調査票⑧欄]                      診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院に属する建物をいい、電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に付属する設備を含みます。

(うち)医療用器械備品  
[調査票⑨欄]                      治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品などをいいます。

(うち)その他の有形固定資産  
[調査票⑩欄]                      土地、建物（建物附属設備を含む）、医療用器械備品以外の有形固定資産をいいます。  
記入にあたっては決算貸借対照表の「有形固定資産合計」から「土地」、「建物」、「建物附属設備」、「医療用器械備品」を控除する概念で考えてください。

2 無形固定資産 [調査票⑪欄]	借地権、電話加入権、引湯権などが該当します。
3 その他の固定資産 [調査票⑫欄]	長期貸付金、貸付信託、関係団体に対する払込済出資金などです。
III 繰延資産 [調査票⑬欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などをいいます。
IV 流動負債 [調査票⑮～⑱欄]	
1 買掛金 [調査票⑮欄]	医薬品、診療材料、給食材料、消耗品などの購入代金の未払額です。
2 支払手形 [調査票⑯欄]	通常取引に基づき、仕入れ先との間に発生する手形債務をいいます。（固定資産の購入・建設や金融取引にかかるものを含みません。）
3 短期借入金 [調査票⑰欄]	公庫、事業団、銀行などからの借入金及び一般会計、本支部、他会計からの借入金であって、期間が1年以内のものです。
4 その他の流動負債 [調査票⑱欄]	1～3のいずれにも該当しない流動負債で、未払金、預り金、従業員預り金、未払費用、前受利益、修繕引当金、賞与引当金などです。
V 固定負債 [調査票⑲～⑳欄]	
1 長期借入金 [調査票⑲欄]	地方債（企業債含む）及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金であって、期間が1年を超えるものです。
2 その他の固定負債 [調査票⑳欄]	1に該当しない固定負債で長期未払金（器械、備品など償却資産に対する未払債務のうち期間が1年を超えるもの）、退職給与引当金などをいいます。

## 「第5 設備投資」の記入要領 (調査票8頁)

- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の設備投資と介護保険分の設備投資との合計額を記入してください。
- 個人立病院は平成18年1月から12月までの設備投資実績額を、個人立以外の病院は平成18年4月から平成19年3月までの設備投資実績額を記入してください。

土地	医業用に取得した土地の取得価額（未払額を含む）を記入してください。
建物（建物付属設備を含む） [調査票②欄]	診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院に属する建物（電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に付属する設備を含む）の取得価額（未払額を含む）を記入してください。
医療用器械備品 [調査票③～⑤欄]	治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品などの取得価額（未払額を含む）を購入分とリース分（リース期間中のリース料総額）に分けて記入してください。  (1) 取得価額10万円以上のものの総額を記入してください。  (2) 買替えなどの下取りで医療用器械備品などを購入した場合には、下取り価額を含めた金額を記入してください。
その他の有形固定資産 [調査票⑥～⑧欄]	業務用自動車、電気・ガス機器、事務・通信機器など上記以外の有形固定資産の取得価額（未払額を含む）を購入分とリース分（リース期間中のリース料総額）に分けて記入してください。  (1) 取得価額10万円以上のものの総額を記入してください。  (2) 買替えなどの下取りで業務用自動車などを購入した場合には、下取り価額を含めた金額を記入してください。

## 「第6 租税公課、借入金等」の記入要領 (調査票9頁)

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課、借入金等  
(平成18年(度)の年  
額)」

租税公課  
[調査票①欄]

次の(1)、(2)の平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。

- (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの  
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金

損害保険料  
[調査票②欄]

火災保険料、病院賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。

なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。

寄付金  
[調査票③欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額について、平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。

借入金  
[調査票④欄]

地方債(企業債含む)及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金で平成18年度(又は平成18年)に新規に借り入れた額を記入してください。

(うち)長期借入金  
[調査票⑤欄]

上記④のうち、期間が1年を越えるものの実績を記入してください。

借入返済金  
[調査票⑥欄]

金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金元本部分の返済金で平成18年度(又は平成18年)に支払った額を記入してください。

(うち)長期借入金  
[調査票⑦欄]

上記⑥のうち、期間が1年を超えるものの実績を記入してください。

支払利息  
[調査票⑧欄]

短期、長期を合わせた借入金の支払利息で平成18年度(又は平成18年)に支払った額を記入してください。

「税金(平成18年(度)  
の年額)」

所得税などの税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益(医業収入-医業費用)金額の割合で按分し、調査客体となった病院分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は医業収入金額、職員数などを用いて計算してください。

所得税・法人税  
[調査票⑨欄]

個人立病院は「平成18年分の所得税確定申告書」1面の「差引所得税額」-「定率減税額」の金額を記入してください。

個人立以外の病院は「平成18事業年度分の法人税確定申告書」の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税  
[調査票⑩欄]

個人立病院は「平成19年度住民税納税通知書」の「年税額」の金額を記入してください。

個人立以外の病院は「平成18年度住民税確定申告書」の「年税額」(「法人税割額」+「均等割額」)の金額を記入してください。

事業税  
[調査票⑪欄]

個人立病院は「平成19年度個人事業税納税通知書」の「年税額」の金額を記入してください。

個人立以外の病院は「平成18年度事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

「通勤手当・福利厚生費(平成19年6月分)」

通勤手当  
[調査票⑫欄]

平成19年6月分の通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の金額を記入してください。

福利厚生費  
[調査票⑬欄]

福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費を記入してください。

- (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額
- (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する経費、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与

## 参考資料 1

### 「設備関係費」について（調査票 4 頁）

- 「第 2 収支」の「IV 医業・介護費用」のうち、「4 設備関係費」に含まれる費目は 次のとおりです。
- なお、平成 19 年 6 月 1 か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、平成 18 年度（又は平成 18 年）実績の 1 / 12 の額としてください。

減価償却費（平成 18 年度実績の 1 / 12）	建物、建物付属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費
設備器械賃借料	設備、器械の使用料（リース料、レンタル料）
土地賃借料	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
建物賃借料	建物、構築物（門、へいなど）を賃借することにより所有者に対して払う賃料
修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用。（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の固定資産の保有に係る租税公課。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
器機保守料	器機の保守契約に係る費用
器機設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用



## 参考資料 2

### 「経費」について（調査票 4 頁）

- 「第 2 収支」の「IV 医業・介護費用」のうち、「5 経費」に含まれる費目は次のとおりです。
- なお、\*印を付した費目で、平成 19 年 6 月 1 か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、平成 18 年度（又は平成 18 年）実績の 1 / 12 の額としてください。

福利厚生費		福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費
		(1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額
		(2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費		業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	*	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費		電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費		カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など 1 年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費		事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので 1 年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
会議費		運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光熱水費	*	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用。ただし、救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料に係るものは除く。
保険料	*	生命保険料、病院賠償責任保険料など保険契約に基づく費用。ただし、福利厚生費（上記参照）、器機設備保険料（18 頁参照）及び車両関係費（18 頁参照）に該当するものを除く。
交際費	*	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸会費	*	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	*	(1) 事業税、消費税、印紙税、登録免許税などの租税で原則として税法上損金に算入されるもの。

		ただし、固定資産税等（18頁参照）及び 車両関係費（18頁参照）に該当するものを除く。
		(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金
徴収不能損失	*	徴収不能損失引当金（貸倒引当金）への繰入額
雑 費		寄付金など前記の科目に属さない費用

